

第三管理区分の事業場に対する措置の強化に係る大臣告示内容等について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化 (省令の内容)

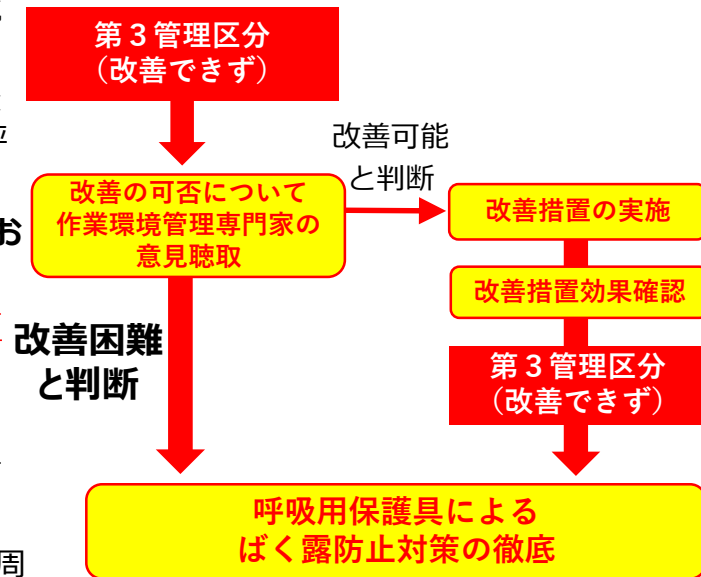
2024(R6).4.1施行

(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。 (告示事項)
- ② ①の呼吸用保護具が 適切に装着されていることを確認 すること。(告示事項)
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)及び(3)の管理、作業主任者等の職務に対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。



(3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6月以内ごと(鉛の場合は1年以内ごと)に1回、定期的に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間(粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間)保存すること。

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化 (厚生労働大臣告示の内容)

| | 特化則 | 有機則 | 鉛則 | 粉じん則 |
|-------------|---|---|--|--|
| 濃度の測定 | <ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA・B測定(※2)を実施。 又は 個人ばく露測定(※3) | <ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA・B測定(※2)を実施。 又は 個人ばく露測定(※3) | <ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定 (個人サンプリング法(※1)) 又は 個人ばく露測定(※3) | <ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定 (A・B測定(※2)) 又は 個人ばく露測定(※3) |
| 測定対象物質 | <ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともにベリリウムおよびその化合物他12物質(低管理濃度特化物) A・B測定は低管理濃度特化物以外の特化物 | <ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法は塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等 A・B測定は個人サンプリング法対象作業以外の作業における有機溶剤等 個人ばく露測定は全ての有機溶剤 | <ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに鉛 | <ul style="list-style-type: none"> A・B測定及び個人ばく露測定ともに全ての粉じん |
| 呼吸用保護具の選択 | 使用する呼吸用保護具は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 | | | |
| | $PF_r = C / C_o$ PF _r : 要求防護係数 C : 濃度の測定の結果得られた値(※4) C _o : 作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度 | | | $PF_r = C / C_o$ C _o = 3.0 / (1.19Q + 1) Q : 遊離けい酸含有率 |
| 呼吸用保護具の装着確認 | JIS T8150に定める方法(フィットテスト)により求めたフィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ FF : フィットファクタ(労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数) C _{out} : 呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 C _{in} : 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 要求フィットファクタ : 全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100 | | | |

※1 : 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定(C・D測定ともいう。)。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※2 : A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※3 : 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露(労働者の呼吸域の濃度)を測定する方法

※4 : 作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする(第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値。)。)

【資料1-2の7抜粋】

(1) 個人サンプリング法等による濃度測定方法等

- ・デザイン及びサンプリングは、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定 (個人サンプリング法) について登録を受けている作業環境測定士に実施させること。
- ・濃度の測定方法及び分析方法は、作業環境測定基準 (昭和51年労働省告示第46号) を準用する。測定は、原則として個人サンプリング法によること。

(2) 有効な呼吸用保護具の選択方法

- ・呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数 (※) を有するものでなければならないものとする。
 - ※ 指定防護係数とは、呼吸用保護具の種類等に応じて定められている防護性能を示す値のことをいう。
- ・要求防護係数は次の式により計算するものとする。

$$P F_R (\text{要求防護係数}) = C (\text{測定対象物の濃度の値}) / C_0 (\text{大臣が別途定める濃度の基準})$$

- ※ Cは、作業環境評価基準 (昭和63年労働省告示第79号) 第3条の計算に基づく第一評価値等を用いる (第一評価値等については、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具 (平成24年厚生労働省告示第579号) 二から三までに掲げるものと同様とする予定。)

(3) 呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認方法

- ・呼吸用保護具の装着の確認方法は、当該呼吸用保護具 (面体を有するものに限る。) を使用する労働者について、日本産業規格 T 8150 (呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法) に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数 (フィットファクタ) を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタ以上であること確認する方法とする。